

令和 2 年 度

第 4 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和2年度第4回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和2年12月25日（金）午後3時30分～午後3時55分

場 所：ユートピアくびき「希望館」第3会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 小山 一成	10 番 滝沢 記一	19 番 上野 栄一
2 番 五十嵐 隆一	11 番 金子 昭榮	20 番 竹原 よし子
3 番 佐藤 清繁	12 番 上原 孝	21 番 望月 博
4 番 吉村 清正	13 番 五十嵐 彰	22 番 山本 誠信
5 番 岸田 健	14 番 清水 強	23 番 久保埜 徳雄
6 番 古川 政繁	16 番 折笠 正勝	24 番 笠原 浩一
8 番 竹内 浩行	17 番 岩崎 欣一	
9 番 大滝 正秋	18 番 長瀬 一成	

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	白滝 光彦	田鹿 敏行	井部 慎一
高橋 三登一	田邊 清一	米川 尚登	金井 薫
中川 正道	宮川 武彦	細谷 正夫	上井 康二
大島 伸一	中嶋 琢郎	常山 哲夫	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	福原 弥	高橋 浩一
松本 香			

2 欠席委員

<農業委員>

7 番 篠宮 英樹	15 番 牧繪 雄一郎
-----------	-------------

<農地利用最適化推進委員>

高島 真一	小林 政秋	高波 澄男	青田 俊一
長井 恒夫	小池 孝志	高宮 文男	

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局>	事務局長	坂井 晃	次 長	松縄 浩一
	係 長	羽深 元子	係 長	久保埜 修
<安塚区駐在室>	班 長	南雲 勇一		

<浦川原区駐在室>	副主任	江村 秀幸
<大島区駐在室>	主 事	中村 駿
<牧 区 駐 在 室>	副主任	井田 義之
<柿 崎 区 駐 在 室>	副主任	佐野 謙一
<大 湫 区 駐 在 室>	班 長	佐藤 憲司
<吉 川 区 駐 在 室>	副主任	諏訪部 太
<中 郷 区 駐 在 室>	主 任	相葉 博昭
<板 倉 区 駐 在 室>	副主任	上原 敏明
<清 里 区 駐 在 室>	副主任	近藤 宏一
<三 和 区 駐 在 室>	主 任	上田 良広
<名 立 区 駐 在 室>	班 長	山邊 稔

4 付議した案件

<議 事>

議案第1号 令和3年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について

5 会 議

<1 開 会>

【事務局長】 令和2年度第4回上越市農業委員会総会を開催します。
総会の次第に従って進めます。

<2 会長あいさつ>

【事務局長】 会長があいさつします。

【会 長】 <<あいさつ>>

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議事を進めます。

<3 資格審査>

【議 長】 次第3 資格審査です。

在任委員数24名中、出席委員が22名であり、過半を超えていることから、会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は36名中29名が出席しています。

<4 議事録署名委員の指名>

【議 長】 次第4 議事録署名委員の指名ですが、会議規則第14条の規定により私から指名します。

議席番号 4 番 吉村清正委員、議席番号 21 番 望月 博委員を指名
します。

< 5 憲章唱和 >

【議長】 次第 5 憲章唱和は、先ほどの農地部会で唱和していますので省略
します。

< 6 議 事 >

【議長】 次第 6 議事に移ります。

議案第 1 号「令和 3 年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の
決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 説明の前に資料の訂正をお願いします。

別冊の「<積算根拠>令和 3 年農作業労賃及び農業用機械利用料金の
算出について」をご覧ください。

5 ページの表にある「トラクター」の仕様を「77PS」から「80PS」に
訂正をお願いします。また、「10 a 当たりの変動費」の「燃量消費量」
を「燃料消費量」に、また、その下の表の「変動費の算出」の「燃量消
費量」を「燃料消費量」に訂正願います。続いて 6 ページの「耕うん」
の「トラクター」、「代かき」の「トラクター」の仕様をそれぞれ「77PS」
から「80PS」に訂正をお願いします。訂正は以上です。

それでは、議案について説明します。

議案書の 3 ページをご覧ください。

農作業労賃と農業用機械利用料金については、昨年全体会で「公表
は毎年行うが、見直しは大きな状況変化がない限り、3 年に 1 回を基本
とする」と決定しています。

令和 3 年の参考額については、10 月 26 日に農政部会で協議し、この
間、農作業労賃等の算定に影響を与える社会情勢の大きな変化は見当た
らないことから、見直しは行わないこととしました。

なお、見直しは行いませんが、例年どおりの考えに基づき算定しまし
たので、その結果を簡単に説明します。

「<積算根拠>令和 3 年農作業労賃及び農業用機械利用料金の算出につ
いて」をご覧ください。

まず、農作業労賃についてです。

算出の考え方ですが、2 ページをご覧ください。3 つの考えに基づい
て算出しています。

「ア 新潟県最低賃金を下回らない。」

「イ 最低賃金及び賃金に影響すると思われる数値との整合を図る。」

「ウ 県内の農作業労賃の設定状況を勘案する。」です。

まず、アについては、今年の新潟県最低賃金は 831 円で、1 日 8 時間で計算すると、1 日では 6,648 円ですので、6,648 円を下回らない額とします。

次の「イ 最低賃金及び賃金に影響すると思われる数値」については、3 ページの上の表をご覧ください。

この表は、「市の農作業労賃」と「県の最低賃金」の推移のほか、「新潟県賃金労働時間等実態調査」、「消費者物価指数」、「国民年金老齢基礎年金支給額」の変化率を記載し、比較したものです。

このうち「消費者物価指数」については、基準年が変わったことから、4 年分しか出ていませんが、傾向として見てください。

この表を見ると、農作業労賃の 10 年間の伸び率は 12.3%で、最低賃金は 21.7%となっています。一方、賃金実態調査、消費者物価指数、国民年金は、最低賃金の変化率に比べて大きく下回っており、傾向として、作業労賃の上昇率は実態よりも大きいと評価しました。

次の「ウ 県内の農作業労賃の設定状況」については、3 ページの下の表をご覧ください。

この表は、県内市町村の農作業労賃の公表額を金額の大きい順で並べたもので、上越市は、県内でも高い金額となっています。

なお、十日町市は、昔から幅を持たせた公表の仕方をしています。

このように、新潟県最低賃金、参考となる数値の変化率、県内市町村の農作業労賃を勘案した結果、農作業労賃については 8,200 円と算出しました。

次に、農業用機械利用料金についてです。

資料の 4 ページをご覧ください。

まず、算出の考え方です。機械利用料金は、機械購入代金等の「固定費」と燃料・油脂類代金などの「変動費」を足したもので、10 a 当りの金額で求めています。

固定費は、機械の希望小売価格に 0.9 掛けして取得価格とし、それに機械の利用割合や減価償却、修繕費等の固定比率を乗じ、年間の作業可能面積で除しています。

変動費は、1 時間当たりの燃料費等と労務費を足して、10 a 当りの作業時間を乗じ、実作業率で除しています。

詳細な算出については、資料の 5 ページに掲載してありますが、説明は省略します。

資料の 6 ページをご覧ください。

ただ今説明した方法で算定した結果です。★印の付いた「A 10 a 費

用」の欄は、算出した生の数字で、その右隣の「算定結果」は「A を調整」した結果です。

算定結果と令和 2 年の参考額を比較すると、機械によって 100 円から 400 円の増という算定結果になりました。

算定結果についての説明は以上のとおりです。

議案の 3 ページに戻ってください。

冒頭説明したように、令和 3 年の農作業労賃と農業用機械利用料金の見直しは行いませんので、令和 2 年と同額で公表したいと考えています。

公表方法については、農業委員会事務局及び各駐在室の窓口への設置、ホームページや広報上越への掲載、また、依頼があれば、ファックスや郵送にも対応する予定です。

説明は以上です。

【議 長】 ただ今、事務局から説明がありました。
意見、質問のある方はお願いします。

《しばらく待つが質問等なし》

【議 長】 それでは、質問等がありませんので、採決します。
第 1 号議案を決定することに異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

【議 長】 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。
次に、次第 7 のその他に移ります。
事務局から何かありますか。

【事務局長】 報告を二点、お願いします。
まず一点目ですが、農地部会の審議の順番について、来年 1 月の農地部会から変更を予定しています。

変更点は二つです。

先ず一点目ですが、左上に「資料」と記載されている A4 横長の資料をご覧ください。

現在は、議案の審議が終わってから報告案件を説明していますが、1 月の部会からは順番を入れ替えて、報告案件を先に説明し、その後、議案の審議を行う形を考えています。

理由としては、例えば同月の議案で賃貸借契約の解約があり、その解約された農地を別農家が借り受ける場合、現行は、解約されていない農

地＝耕作者がいる状態の農地を新たな別農家が借り受けるのを審議する形になっています。しかしながら、手続きの流れからすると、先に解約届の受理を報告し、耕作者がいなくなった状態＝自作地に戻った状態で、新たな賃貸借契約について審議するのが通常だと考えますので、報告と議案審議の順番を入れ替えるものです。

もう1点は、農用地利用集積計画の審議の順番の変更です。今ご覧いただいている資料の裏面をご覧ください。

表が三つあって、上の表は「1. 利用権設定」、その下の左側は「2. 利用権移転」、その右隣りは「3. 所有権移転」の表になっています。これまではこの順番どおりに審議していましたが、1月の部会からは3、1、2の順番で審議を進めたいと考えています。

理由としては、1の利用権設定と3の所有権移転を同月の部会で審議する場合、今までの順番では、所有権移転がされていない状態＝何の権利もない人と耕作者との権利設定を先に審議する形になっています。手続きの流れからすると、先に所有権移転の審議を行い、それが認められた後に、新たな所有者と耕作者の間の利用権設定について審議を進めるのが通常だと考えますので、順番を入れ替えるものです。

次に報告の二点目です。

来年2月の農地部会の日にちの変更をお願いします。第一農地部会、第二農地部会とも2月26日の金曜日に開催する予定でしたが、市議会の日程と重なったため、前日の2月25日、木曜日に変更して開催します。なお、その日は、総会も予定していますので、日程の確保をお願いします。

報告は以上です。

【議 長】 事務局から説明がありましたが、皆さんの方で意見、質問がありましたらお願いします。

《しばらく待つが特になし》

【議 長】 特に質問等ないようですので、私から、農業委員と推進委員の農地部会及び総会への出席について話をします。

今期から、毎月の農地部会、それから年数回の総会には、農業委員、推進委員の全員から出席してもらおうようにしています。

そこでは、担当地区の農地の動きを把握したり、農業委員会の役割を再認識したり、或いは、委員同士で情報交換したりできるので、引き続き、皆さんから農地部会や総会への出席をお願いしたいと思います。

私からの話しは以上です。

それでは、以上で総会を終了します。